

鹿沼市立みなみ小学校「いじめ防止基本方針」(抜粋)

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本理念

いじめ防止対策推進法 第2条

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめは、いじめられた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、決して許されない行為である。いじめ問題への取り組みに当たっては、学校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取り組みを進めるとともに、学校のみならず保護者や地域社会、関係機関等が一体となって、いじめに対処できる仕組みづくりを推進していくことが必要である。

本校は「いじめは全ての児童生徒の関係する問題であり、どの学校・児童にも起こりうる問題である。」という基本認識のもと、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校組織をあげていじめのない学校づくりに取り組んでいく。

2. いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むに当たっては、「いじめ問題」にどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に努めるとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に迅速かつ的確に取り組むことが必要である。教職員は、いじめの様々な特質を十分に認識しておく必要がある。

【いじめの特質】

- ① いじめはどの学校・児童に起こりうるものである。
- ② いじめは人権侵害であり、決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人に気づかれにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④ いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめは態様により暴行、恐喝などの刑罰法規に抵触するものである。
- ⑥ いじめは教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きなかかわりをもっている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

3 いじめの未然防止

いじめ問題において、より根本的な問題克服のためには、未然防止の観点が重要である。いじめを生まない土壌をつくるために、「いじめは、どの学校・学級にも起こりうる」という認識を全ての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育むことが必要である。

児童・保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握した上で、予防・開発的な取り組みを計画・実践していく必要がある。

4 いじめの早期発見

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のためには、日頃から教職員と児童・保護者・地域との信頼関係の構築に努めることが大切である。また、いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。このことから、日頃より保護者との連携を密にするとともに、学級担任を含む職員間で情報を共有することが、早期発見・早期対応につながると考えられる。

5 いじめへの対応

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめられている児童の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応することが重要である。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る必要がある。

学校では引き続き、児童が楽しく、安全に過ごせる学校づくりに努めて参ります。
お子様の学校の様子で気になる点がございましたら、お知らせください。